

令和3年12月  
豊川市

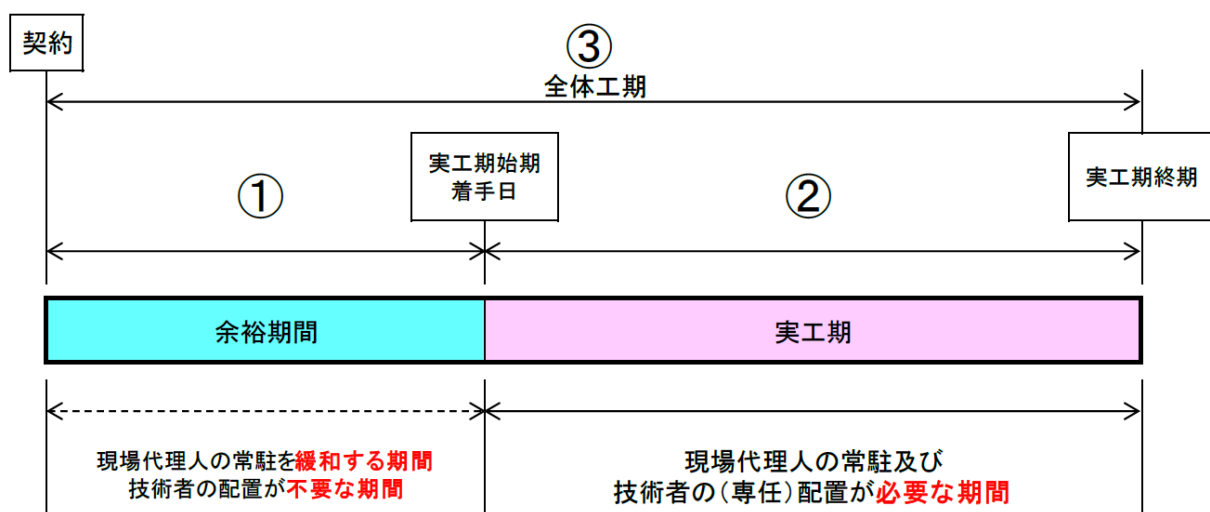
## 豊川市建設工事余裕期間制度試行要領の制定について

豊川市では施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進する取組として、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、豊川市発注の建設工事において試行導入することとします。

### 1 制度の概要

#### (1) 用語の定義

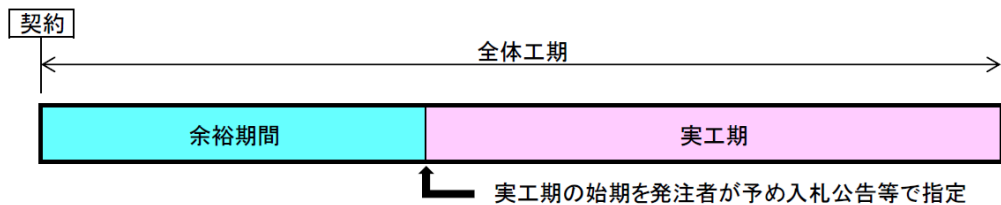
- ①余裕期間：契約日の翌日から工事着手日前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間。実工期外であるため、受注者は現場代理人、監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間です。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。  
(工場製作、測量、資材搬入、仮設物設置 等の準備工事は不可)
- ②実工期：豊川市が定める、実際に工事を施工するのに要する期間。  
(工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。)
- ③全体工期：余裕期間と実工期を合わせた期間であり、契約締結日の翌日から、豊川市があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期日までの期間。



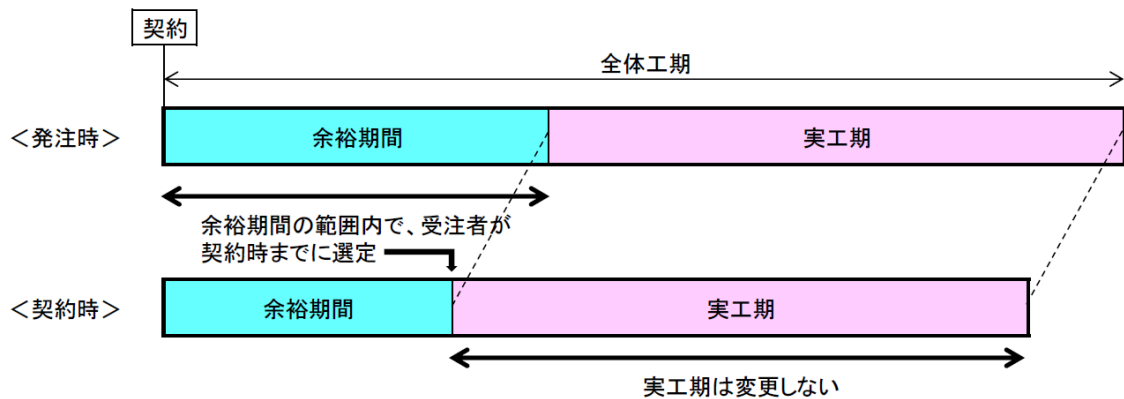
- (2) 余裕期間とは、受注者の工事施工体制の整備を図るため、実工期の前に90日を超えない範囲内で受注者が建設資材の調達や労働力を確保するための期間です。

(3) 実工期の始期（現場着手日）は、予め発注者が指定する方式（発注者指定方式）、又は余裕期間の期間内で受注者が契約時まで選択できる方式（任意着手方式）のいずれかとし、豊川市が工事内容に応じて指定することとします。

【発注者指定方式】



【任意着手方式】



2 対象工事

余裕期間制度を適用し発注する工事は、次の各号全てを満たす工事のうち、豊川市が指定する工事とします。

- (1) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事
- (2) 緊急性がない工事
- (3) 現場着手前に工場製作期間が無い工事
- (4) 上記のほか当該制度を適用することが適当であると認める工事

3 効果（メリット）

- 建設業者側の観点から施工時期の平準化や生産性の向上が期待されます
  - ・切れ目のない受注機会が期待され、施工時期の平準化が推進されます
  - ・配置技術者について配置時期の調整が可能となります
  - ・労働者や建設資機材の円滑な確保が可能となります

4 適用時期

令和3年12月20日以降に入札公告を行う、市が指定した建設工事から試行します。

5 その他

制度の詳細については「豊川市建設工事余裕期間制度試行要領」、「余裕期間制度適用工事に関するQ&A」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

総務部契約検査課検査係 TEL 89-2178